

学校防災マニュアル見直しの手引

参考資料

(ページ)

参考資料1 学校の災害リスク整理表

1

参考資料2 気象庁が発表する気象情報等

2

参考資料3 気象警報・注意報や天気予報の発表区域について、段階的に発表される防災気象情報
と対応する行動

3

参考資料4 避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にしたい情報サイト

4

参考資料5 学校保健安全法施行規則で求める3種類の安全点検

5

参考資料6 点検すべき項目例, 安全点検の実施例

6

参考資料7 災害等に備えた備品・備蓄品(例)

7

参考資料8 「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

8

参考資料9 実践的な避難訓練計画の考え方(例)

9

参考資料10 避難を想定する現象別の一次避難・二次避難・三次避難(例)

10

参考資料11 地震・津波・大雨等に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準(例)

11

(PAZ・準PAZ・UPZに位置する学校の原子力災害時の対応含む)

参考資料 I

学校の災害リスク整理表

学校の想定される災害リスクにはどのようなものがあるか、以下の整理表を参考に、学校が所在する自治体のハザードマップ等から確認してまとめ、マニュアルの冒頭等に備えておくことをお勧めします。なお、ハザードマップ等が更新された際には、新たに書き換えを行ってください。

あなたの学校の災害リスク整理表（一部抜粋）

過去の被害状況						
災害名	学校の被害状況や所在する地域の被害状況					
宮城県北部地震	震度5弱の揺れで、学校周辺の家屋の多くは、ブロック塀の倒壊など被害が多かった。					
東日本大震災	道路に亀裂が入る被害。地域には50mの津波が押し寄せた。幸い学校敷地内の津波被害はなかった。					
令和元年東日本台風	道路が冠水し、通行止め箇所が多くあった。近くの〇〇川は氾濫危険水位まで達していた。					
基本情報						
学校の標高	2 m					
校舎階数（高さ）	2階	屋上有無	無	避難可能な階までの高さ		3 m
避難所指定の有無	有	対象の災害	地震	土砂災害	洪水	
避難場指定の有無	有	対象の災害	地震	土砂災害	洪水	
自治体発表の各種ハザードマップ想定（学校及び学校周辺のリスクで該当するものは何か）						
大雨による洪水被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
対象となる河川	① 北上川	② 旧北上川				
河川から学校までの距離	① 1 k m	② 2 k m				
学校の浸水深	5 m ※最大想定					
その他の情報（周辺の状況等）	学校及びその周辺が低地である。 （周辺の河川の状況等）その他の河川も雨量が多い（令和元年東日本台風時）と、すぐ溢れそうになる。					
土砂災害による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
被害想定場所	校舎	その他（ 体育館 ）				
警戒区域の別	土砂災害警戒区域					
想定した土砂災害の別	急傾斜地					
その他の情報（周辺の状況等）	大雨警報が発表されると、度々、土砂災害警戒情報が発表される場所である。					
津波による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
海（河川）から学校までの距離	3 k m					
学校の浸水深	0.5～1 m ※最大想定					
その他の情報（周辺の状況等）	海側には、住宅やマンションなどが建ち並び、海を見ることができない。					
噴火による被害想定（ハザードマップ作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
対象の活火山	蔵王山					
火口からの学校までの距離	1.5 k m					
融雪型火山泥流想定の有無	有	泥流到達予想時間	約 60 分後			
降灰想定の有無	有	降灰の量	10 c m			
その他の情報（周辺の状況等）	融雪型火山泥流が想定されている川が学校から50mと近い。 融雪型火山泥流が、20 c m想定されている。					
原子力災害による防護措置（地域防災計画作成年月日 令和〇年〇〇月〇〇日現在）						
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）					
その他の情報（周辺の状況等）	学校周辺は、津波の浸水が想定される地域でもあり、複合的に発生した際には、児童を保護者に引き渡すよりも津波からの安全確保を最優先した避難行動を取らなければならない。					

参考資料2

気象庁が発表する気象情報等

気象庁ホームページより抜粋

特別警報	<p>予想される現象が特に異常であるため<u>重大な災害の起こるおそれ</u>が著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪の特別警報がある。なお、地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p>
警報	<p><u>重大な災害の起こるおそれのある旨</u>を警告して行う予報。</p> <p>気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪、洪水の警報がある。なお、地面現象及び浸水警報は、その警報事項を大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）に含めて行われる。</p>
警報級	<p>警報基準以上。</p> <p>用語【「警報級の大雨」、「警報級の大雪」、「警報級の高波」】</p>
注意報	<p>災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。なお、地面現象及び浸水注意報は、その注意報事項を大雨注意報に含めて行われる。</p>
指定河川洪水予報	<p>国土交通大臣又は都道府県知事と気象庁長官が共同して、河川の増水や氾濫に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報。</p>
〇〇川氾濫注意情報	<p>住民の避難行動に関連し、河川の氾濫の発生に対する注意を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル2相当】。</p>
〇〇川氾濫警戒情報	<p>住民の避難行動に関連し、避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル3相当】。この情報により市町村は高齢者等避難の発令を判断する。</p>
〇〇川氾濫危険情報	<p>住民の避難行動に関連し、いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル4相当】。この情報により市町村は避難指示の発令を判断する。</p>
〇〇川氾濫発生情報	<p>住民の避難行動に関連し、氾濫水への警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル5相当】。氾濫している地域では命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報が発表され、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表される情報。</u></p> <p>現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。</p>
早期注意情報 (警報級の可能性)	<p>警報級の現象が5日までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高],[中]の2段階で伝える情報。</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況</u>となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表している。</p>

大雨など気象災害のおそれがある場合、事前に様々な防災気象情報（注意報・警報等）が発表されます。気象庁では、「重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるとき」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。さらに近年では、「今後、特別警報を発表する可能性がある」などというように、予告的に注意が呼び掛けられることもあります。

参考資料3

気象警報・注意報や天気予報の発表区域について

気象庁ホームページより抜粋

警報や注意報は、市町村単位で発表される。なお、天気予報は、宮城県の場合、「東部」と「西部」で発表される。

県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
宮城県	東部	気仙沼地域	気仙沼市, 南三陸町
		石巻地域	石巻市, 東松島市, 女川町
		登米・東部栗原	登米市, 栗原市東部
		東部大崎	大崎市東部, 涌谷町, 美里町
		東部仙台	仙台市東部, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理町, 山元町, 松島町, セケ浜町, 利府町, 大和町東部, 大郷町
		東部仙南	角田市, 大河原町, 村田町, 柴田町, 丸森町
	西部	西部栗原	栗原市西部
		西部大崎	大崎市西部, 色麻町, 加美町
		西部仙台	仙台市西部, 大和町西部, 大衡村
		西部仙南	白石市, 蔵王町, セケ宿町, 川崎町

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル (危険度分布)	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難!>					
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報	※2 極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	※1 大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒 (警報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	注意 (注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報 (警報級の可能性)		1相当

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫) が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「非常に危険」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

参考資料4

避難の判断や避難場所の設定に当たって参考にしたい情報サイト

★:避難等の判断をする際に情報収集の参考としたいサイト

PC デスクトップ上のアイコン設定や携帯電話(スマートフォン)のホーム画面に追加するなど、いつでも使用できる状態にしておくことが有効です。

	関連ホームページ	概要	QR コード
1	ハザードマップポータルサイト (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ○身の回りの災害リスクを確認できる。 ○災害リスク情報, 土地の特徴等を確認できる。 ○各市町村のハザードマップへリンクできる。 ○避難場所, 避難所の確認ができる。 	
https://disaportal.gsi.go.jp/			
2	川の防災情報★ (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ○川の水位をライブカメラで確認できる。 ○市町村や川の名前で検索できる。 ○自治体からの避難情報等も確認できる。 	
https://www.river.go.jp/index			
3	宮城県の防災情報★ (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県への発表中の防災情報, 警報・注意報(今後の水位), 早期注意情報, 気象情報, 雨雲の動きが確認できる。 ○調べたい市町村ごとに確認できる。 	
https://www.jma.go.jp/bosai/#pro&disp=panel.warning_time_series.probability.information.forecaster_comment.radar.snow.amedas_table&col=dhdhdhdhdhdhrd&row=b4b4b4&area_type=offices&area_code=040000			
4	キキクル【危険度分布】★ (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報(土砂災害, 浸水害), 洪水警報の危険度分布が確認できる。 ○下記アドレスと QR コードは, 洪水警報の危険度分布が表示。HP 内で, 大雨警報(土砂災害, 浸水害)に切り替え可能。 	
https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:10/lat:38.339502/lon:140.533676/colordepth:normal			
5	宮城県土木部総合情報システム★(宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> ○河川流域情報では, 雨量, 河川の水位, 河川予警報, 気象情報等が確認できる。 ○砂防情報では, 土砂災害警戒区域の現況や, 蔵王山の現況が確認できる。 	
https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen30Servlet			
6	治水地形分類図 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> ○[土地の成り立ち・土地利用内] 扇状地, 自然堤防, 旧河道, 後背湿地などの詳細な地形分類及び堤防などが確認できる。 ※詳細は, 東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センター復興防災マップづくり実践の手引き本編を参照 http://drredu-collabo.sakura.ne.jp/mapping/tebiki/honpen_download 	
7	自分で作る色別標高図 (国土地理院)	<ul style="list-style-type: none"> ○[標高・土地の凹凸内] 標高による色の設定ができ, 目的に合わせた色別標高図を作成することにより, 避難経路等の標高が確認できる。 ※詳細は, 東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センター復興防災マップづくり実践の手引き本編を参照(同上) 	
https://maps.gsi.go.jp/#6/36.057981/129.792480/&base=std&ls=std&disp=1&vcs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m			

※最新のハザードマップや、「避難指示等の避難情報」の発令状況は、自治体のホームページ等から確認できます。

参考資料5

学校保健安全法施行規則で求める3種類の安全点検

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の 安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が使用する施 設・設備及び防火、防災、 防犯に関する設備など	毎学期1回以上、幼児、児童、 生徒又は学生が通常使用す る施設及び設備の異常の有 無について系統的に行わなけ ればならない(規則28条第1 項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が多く使用す ると思われる校地、運動 場、教室、特別教室、廊下、 昇降口、ベランダ、階段、便 所、手洗い場、給食室、屋 上など	明確な規定はないが、各学校 の実情に応じて、上記(規則 28条第1項)に準じて行われ る例が多い
臨時の 安全点検	必要があるとき *運動会や体育祭、学芸会や 文化祭、展覧会などの学校行 事の前 *暴風雨、地震、近隣での火災 などの災害時 *近隣で危害の恐れのある犯 罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を 設定	必要があるときは、臨時に、安 全点検を行う(規則28条第2 項)
日常の 安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活 動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点 検を行い、環境の安全の確保 を図らなければならない(規 則29条)

参考資料6

点検すべき項目例

<p>《防災の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 書棚・家具等の壁・床への固定 警報装置や情報機器等の作動 避難経路・避難場所 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など) 遊具等の劣化 等 	<p>《交通安全の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道や路側帯の整備状態 車との側方間隔 車の走行スピード 右左折車両のある交差点 見通しの悪い交差点 沿道施設の出入口 渋滞車両・駐車車両の存在 等
<p>《防犯の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者侵入防止用の設備 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 避難経路の複数確保 出入口の施錠状態 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など) 等 	<p>《校内事故防止の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 窓・バルコニーの手すり等の劣化 防球ネット、バスケットゴール等の工作物・機器等の倒壊や落下等の防止 エレベーター・防火シャッター等の作動確認 駐輪場の駐輪方向と傾斜の関係や地面の凹凸等の確認 等

安全点検の実施例

教職員により実施する安全点検における危険箇所の把握は、以下の方法を参考に計画的に実施しましょう。安全点検等の実施時期、対象、担当、様式を整理しておきましょう。異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくことなども情報共有・経過観察の際に有効な手段となります。

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 *毎月実施対象:上記の 箇所等 *每学期実施対象:非構造部材の劣化状況等	〇〇	安全点検表*1 (教室等、プール、運動場・校地、遊具等、避難経路・避難場所など) →安全点検集計表で集計
	家具の耐震性の点検 *年1回実施	〇〇	*1安全点検表を活用したり、別に作成したりしている点検表
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 *全て每学期実施対象	〇〇	校区マップ
臨時点検	学校行事前後 (校内施設・設備)	〇〇	*1安全点検表を活用したり、別に作成したりしている点検表
	災害時(校内施設・設備)	〇〇	*1安全点検表を活用したり、別に作成したりしている点検表
日常点検	通常の授業日(授業で使用する施設・設備)	全教職員	

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)に一部加筆して作成

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、所管されている教育委員会が策定した点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施しましょう。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版)」

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>



参考資料7

災害等に備えた備品・備蓄品(例)

(1) 学校全体としての備品・備蓄品
○救命救急, 応急手当用品 ・AED ・応急手当セット(複数) ・担架
○避難用品 ・防護用品(ヘルメット 等) ・誘導・人員点呼用備品(ハンドマイク, ホイッスル 等) ・誘導灯
○情報通信機器 ・携帯型ラジオ ・トランシーバー ・携帯テレビ(ワンセグ) ・防災行政無線移動系端末 ・衛星携帯電話 ・災害時用公衆電話
○防火用品 ・消火器
○停電対応用備品 ・乾電池, 非常用電源, 乾電池式充電器, モバイルバッテリー 等 ・懐中電灯, ろうそく, 電池式ランタン 等
○上下水道被災時の備品 ・簡易トイレ, 携帯トイレ 等 ・衛生用品(消毒液, ウェットティッシュ, マスク 等)
○学校待機・宿泊のための備蓄品 ・毛布, 寝具 ・防寒・避暑用品 等
(2) 児童生徒等・教職員個々人の備蓄品等
○食料, 飲料(アレルギー対応食等も含む)
○個人的に必要な医薬品等(生理用品, 薬, エピペン®, その他)

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)に一部加筆して作成

参考資料8

「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

関連各法で作成が義務付けられている「避難確保計画」に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルで記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます。危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありませんので、必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に「避難計画」として記載しましょう。

記載すべき事項※1		学校の危機管理マニュアル等との関係※2	
1	計画の目的	・避難確保計画の目的 ・根拠となる関連法	○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法
2	計画の報告	・避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告	▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告
3	計画の適用範囲	・避難確保計画の対象となる施設の利用者等の範囲・人数 ・計画の見直し ・事前休業の判断	○学校の現状(児童生徒等, 教職員の人数) ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断
4	防災体制	・防災体制の基準(参集基準等), 体制	○教職員の非常参集基準・体制 ○警戒本部, 対策本部の基準・体制
5	情報収集・伝達	・収集する情報の種類, 収集手段 ・施設内関係者間, 施設利用者への情報伝達手段	○情報収集の内容, 収集手段 ○教職員間, 保護者等への情報伝達手段
6	避難誘導	・避難場所, 移動距離, 避難手段 ・避難経路 ・避難に要する時間	▲避難場所, 移動距離, 避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間
7	避難の確保を図るための施設の整備	・避難誘導等に用いる資器材等の一覧	○備品・備蓄品一覧(内, 避難に関連する資器材等)
8	防災教育及び訓練の実施	・定期的な研修, 訓練の実施 ・教育訓練計画の作成	○教職員の研修, 訓練 ○児童生徒等への安全教育
9	防災教育及び訓練の年間計画	・防災教育・訓練の項目, 内容, 実施予定時期	○学校安全計画
10	利用者緊急連絡先一覧表	・施設利用者の緊急連絡先一覧	○児童生徒等(保護者)の緊急連絡先一覧
11	緊急連絡網	・施設職員の緊急連絡網	○教職員の緊急連絡網
12	外部機関等の緊急連絡先一覧表	・市町村担当部局, 警察, 消防等の連絡先一覧	○関係機関連絡先一覧
13	対応別避難誘導一覧表	・避難支援が必要な利用者等の個別対応内容, 移動手段, 担当者	○児童生徒等名簿(点呼用) ▲要支援児童生徒等個別避難計画
14	防災体制一覧表	・防災体制図	○警戒本部, 対策本部の体制
15	施設周辺の避難地図	・施設周辺の避難経路図	▲避難経路図

※1 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」(令和2年6月)による。番号欄が青色網掛けとなっている項目(No.1~8, 15)は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。なお、活火山法に基づく避難確保計画については、別途、内閣府より作成の手引が示されているが、記載すべき事項はおおむね上記と同様である。

※2 ○印:危機管理マニュアル(避難計画以外の箇所)又は関連計画が該当する事項

▲印:危機管理マニュアルで「避難計画」として記載すべき事項

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)より抜粋

参考資料9

実践的な避難訓練計画の考え方(例)

以下の組み合わせ等を参考に、避難訓練の実施を計画する。ただし、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。

災害		予告の有無		他の条件
地震①(津波危険あり) ②(火災あり)	×	予告あり	×	避難経路一部使用不可
大雨①(浸水危険あり) ②(土砂災害危険あり)				管理職不在
				電話不通・停電あり
				朝学習／休み時間／清掃／放 課後／部活動
				校舎危険のため使用不可
				保護者への引き渡し

※自治体が開催する総合防災訓練に学校として参加する機会があれば、それを盛り込んだ訓練計画を検討しましょう。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）に一部加筆して作成

参考資料 10

避難を想定する現象別の一次避難・二次避難・三次避難(例)

事象	想定される状況等	一次避難 (その場で身を守る)	二次避難 (校庭・上階等へ)	三次避難 (校外へ)
火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火, 近隣地域からの延焼	—	○	○
地震	地震動による備品の落下, 液状化, 学校施設の損壊・倒壊	○	○	○
二次災害としての火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火	—	○	○
津波	津波被害, 浸水	—	○	○
風水害	台風, ○○川の氾濫, 高潮, 局地的大雨, 内水氾濫	—	○	○
土砂災害	△△地域の土砂災害	—	○	○
突風, 竜巻, 雷	突風, 竜巻による施設・設備の損傷, 落雷による外傷	○ (屋内退避)	—	—
火山災害	○○山の噴火(火砕流, 火山灰等)	—	○	○
原子力災害	原子力発電所からの放射性物質漏洩	○ (屋内退避)	○	○
弾道ミサイル発射	Jアラートによる情報伝達	○ (屋内退避)	—	—

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)より抜粋

参考資料 11

地震・津波に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準(例)

判断する状況		在校時 (引き渡し等のルール)	在宅時	登下校時
学校を含む地域の震度	5弱以上	<p>○保護者が来るまで学校に待機させる。</p> <p>※時間がかかっても保護者が来るまでは、児童生徒等を学校に保護しておく。</p> <p>※ただし、各種情報を基に学区内に被害発生なしと判断され、教職員の巡回等により、通学路の安全確認の場合は、集団下校とする場合もある。</p>	○学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	○安全な場所に避難し、揺れが収まったら、学校または家の安全な方へ避難する。(物につかまりたいと感じるような揺れや、それ以上の強い揺れを感じた場合)
	4以下	<p>○原則として、集団下校させる。</p> <p>※但し、保護者との事前協議で、災害時に保護者への引渡しを行うこととしている児童を除く。</p>		
津波浸水域 (沿岸部の河川付近の学校等)	大津波警報 ・ 津波警報	<p>○保護者への引き渡しを行わず、避難(学校待機)とする。</p> <p>※保護者が引き渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。</p> <p>※警報が解除され、安全が確保された後に引き渡しを行う。</p>	<p>○警報が発表された場合は、津波に対応した避難場所に避難する。</p> <p>○警報・注意報が解除されても、校区及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。</p>	
	津波注意報	○津波の到達予想時刻等を考慮して引き渡しを判断する。		

大雨に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準検討(例)

大雨に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準の検討に当たっては、雨の情報や自治体が発令する避難情報、または被害を及ぼしかねない河川の水位の状況及び今後の見通し等に関する情報を総合的に勘案し、児童生徒等が引き渡しや下校時等に災害に巻き込まれないように判断する必要がある。

以下は、台風接近等による大雨に関して、学校の災害特性等を踏まえ、下校・引き渡し・待機・臨時休業等の判断基準を、「タイムライン」の手法を用いて検討した参考例です。

なお、局地的大雨においては、事前に警報等の発表がなされないことがあるため、気象情報のみに頼らず、身近な前兆現象など気象状況の急激な変化を基に、児童生徒等の安全を最優先とする対策が取られるよう検討する。

警戒レベル	雨の情報 【気象庁から発表】	避難の情報 【自治体が発令】	河川の氾濫情報 【東北地方整備局 〇〇川河川事務所から発表】		学校の対応		
			〇〇町 〇〇川 水位△ △観測所	〇〇川 □km 水位計	体制	活動内容	
						□在校時	■夜間や休業時
1	台風情報 早期注意情報（警報級の可能性）					□職員の連絡体制確認	
2	大雨注意報 洪水注意報 キキクル（注意）		氾濫注意 水位（〇. 〇m）		注 意 体 制 確 立	□洪水予報等の情報収集	■洪水予報等の情報収集
3	大雨注意報（夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報） 洪水警報 大雨警報（土砂災害） キキクル（警戒）	高齢者等 避難	避難判断 水位（〇. 〇m）		警 戒 体 制 確 立	□気象情報、交通機関運行情報等を基に総合的に対応を判断（状況に応じて授業打ち切り、生徒帰宅の是非等） □保護者への対応の事前連絡 □資機材の準備（□避難誘導）	■登校時に危険であるなど事前の判断が可能で、校長が必要と認めた場合は臨時休業とする。（公共交通機関が計画運休も同様） ■職員は自宅待機とし、状況により出勤の連絡とする。
4	土砂災害警戒情報 キキクル（非常に危険、極めて危険）	避難指示	氾濫危険 水位（〇. 〇m）	危険水位	非 常 体 制 確 立	□情報収集 □避難誘導（各教室）及び待機 □保護者が迎えに來られない場合や、居住地及びその途中が危険な場合は学校待機 □施設・設備等の点検、被害状況を把握	■臨時休業（登校時に危険であるなど事前の判断が可能の場合） ■生徒の居住地における避難情報等を踏まえ、安全確保を最優先した対応とする。 ■職員は自宅待機とし、状況により出勤の連絡をする。 ■生徒及び教職員の安否確認（電話やメール等）
5	大雨特別警報	緊急安全 確保	氾濫発生	氾濫発生		□避難完了済	■臨時休業

※待機や下校等の判断については、気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後〇時間以内に予想される最大雨量が〇〇mmも参考にする。

※避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により安全確保を主体的な判断に基づき体制を確立する必要がある。

※「マイ・タイムライン」の作成事例等は、国土交通省ホームページに紹介されています。

また、県内でも、一部の自治体のホームページに、地域の実態に応じた学校でも活用しやすい「マイ・タイムライン」のひな形が紹介されておりますので、御確認ください。



国土交通省ホームページ

噴火に関する引き渡し・臨時休業等の判断基準（例）

- 噴火警戒レベル4・5の居住地にある学校においては、在校時に噴火警戒レベル5（避難）が発表された際は、「保護者への引き渡しを行わず、学校待機とする」
 ※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。

PAZ・準PAZ・UPZに位置する学校の原子力災害時の引き渡し等の対応（例）

緊急事態の区分	対応の概要
警戒事態（AL）	【PAZ・準PAZ・UPZ共通】 ○安全を確認した上で保護者のもとに帰宅，又は引き渡すまで学校に待機させ迎えに来た保護者に引き渡すなど保護者への引き渡しを実施する。
施設敷地緊急事態（SE）	【PAZ・準PAZ】 ○保護者への引き渡しができなかった場合は，県・市町により手配されたバス等で避難させ，避難先*で保護者に引き渡す。
全面緊急事態（GE）	【UPZ】 ○保護者への引き渡しは行わず，屋内退避を実施する。 【UPZ】 ○空間放射線量率の測定結果に応じて避難・一時移転の指示があった場合は，手配されたバス等により避難・一時移転させ，避難先*で保護者に引き渡す。

*各自治体では，UPZ外における避難先市町村が決まっている。